

入札公告（説明書）

令和8年9月10日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 金田 泰明

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

また、本工事は、競争参加資格を有するとNEXCO東日本が認めた者のうち、本工事に係る技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達した者を選抜（以下、「一次審査」という。）し、選抜された競争参加者に技術提案書の提出を求め技術評価（以下、「二次審査」という。）を行う「段階的選抜方式」により競争入札を行います。なお、本工事における評価値算定に用いる技術評価点は二次審査における技術評価点です。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	館山自動車道 大鳥居高架橋耐震補強工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 金田 泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	・ 本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和8年9月10日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年10月28日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年10月28日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4) 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（様式4） (5) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）
2-4	競争参加資格確認結果通知日並びに技術提案書の提出者の選抜及び提出要請日	令和8年11月27日を予定 ※一次審査の結果の通知として、選抜された競争参加者に技術提案書の提出要請を行う。 ※評価点については、契約情報公表要領に基づき、本工事の契約締結後、遅滞なく当社ホームページで公表する。
2-5	競争参加資格がないと認めた理由並びに技術提案書の提出者の非選抜理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月14日 16時00分 ※共通入札公告2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正1部、副3部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。 【提出書類】 (1) 技術提案意思確認書（様式一提案1） (2) 技術提案書（様式一提案2）
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和9年2月4日から令和9年2月19日までを予定 【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案意思確認書（様式一提案1）に記載された競争参加者の担当者宛て別途連絡を行う。
2-8	改善技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年3月8日 16時00分 【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ
2-9	技術提案書の採否通知日	令和9年4月8日を予定 ※本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による技術提案書については評価を行わず、採否の通知も行わない。 ※評価点については、契約情報公表要領に基づき、本工事の契約締結後、遅滞なく当社ホームページで公表する。

2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月14日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 参考見積書（様式5、6） また、本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による参考見積書は無効とする。
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和9年2月4日から令和9年2月19日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年3月8日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ
2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年5月31日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおりに） また、本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による入札は無効とする。 ※共通入札公告1-6(5)に示す事項を十分に確認のうえ提出することとし、入札時に提出する単価表における見積対象項目の総額は入札者自身が提出した最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を上限とし、これを超えた場合は入札無効とする。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3) 入札金額内訳書（入札者に対する指示書【電子入札】様式2-2） (4) 総合評価値通知書（経審）の写し

2-14	開札日時	令和9年6月1日 13時30分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A： 申請書等に関する質問 質問書B： 見積対象項目に関する質問 質問書C： 技術提案書に関する質問 質問書D： 設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A： 入札公告の日から令和8年10月6日 16時00分まで 質問書B： 入札公告の日から令和8年12月15日 16時00分まで 質問書C： 入札公告の日から令和8年12月15日 16時00分まで 質問書D： 入札公告の日から令和9年4月8日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。
2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A： 申請書等に関する質問に対する回答 質問書B： 見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C： 技術提案書に関する質問に対する回答 質問書D： 設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A： 令和8年10月14日 質問書B： 令和8年12月22日 質問書C： 令和8年12月22日 質問書D： 令和9年5月10日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで 【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付 【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5) 及び(6)を参照のこと。
2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	【掲載資料】 - 参考積算条件書（その1） 競争参加希望者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 - 参考積算条件書（その2） 競争参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社HPの館山自動車道 大鳥居高架橋耐震補強工事_案件情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 参考積算条件書（その2）については令和9年5月10日を予定 【その他注意事項】 (1) 参考積算条件書は、競争参加希望者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 (3) 参考積算条件書（その1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 (4) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (5) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (6) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

競争参加資格要件等一覧表

※特定JVの構成員の各組合せに応じた競争参加資格要件については、別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。

工事件名			館山自動車道 大鳥居高架橋耐震補強工事			
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	技術提案評価型		
	評価値の算出方法		加算方式			
	見積活用方式の有無		有			
	段階的選抜方式の有無		有			
	入札ボンド		対象外			
	履行ボンド		対象			
	JV募集対象		対象			
審査時期			事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和6・7年度の工事種別（別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。）の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。			
		工事種別	別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。			
		等級	別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。			
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡し完了した、別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。			
		同種工事	別添『競争参加資格要件早見表』に該当する施工実績を有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。			
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。			
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 館山自動車道 木更津北地区耐震補強検討業務	受注者名) (株)建設技術研究所		
			業務名) 京葉道路 千葉地区耐震補強検討業務	受注者名) 大成エンジニアリング(株)		
		施工管理業務の受注者	業務名) 市原管理事務所管内 橋梁耐震補強土木施工管理業務	受注者名) 開発虎ノ門コンサルタント(株)		
			業務名) 関東支社管内橋梁施工管理業務	受注者名) (株)拓進工営		
業務名) 令和6年度 関東支社管内 土木工事積算支援業務			受注者名) (株)施工技術研究所			
その他		-				
継続契約方式の対象			対象外	-	当初工事名	-
				-	対象となる後発工事名(その1)	-
				-	対象となる後発工事名(その2)	-

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

※特定JVの構成員の各組合せに応じた契約履行要件については、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に該当すること。

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に示す建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。		
		対象となる施工経験	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』の同種工事a)及びb)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。		
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。		
	その他		-		

技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）
技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点） ※一次審査時のみ有効	100点
---------	-------------------------	------

評価項目			評価基準																																										
施工の確実性	競争参加希望者	同種工事の施工実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか 評価対象とする同種工事 a) : <table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>橋脚補強 (RC・鋼板・炭素繊維巻立て)</td></tr><tr><td>縁端拡幅</td></tr></table> <table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>1)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合</td><td>15.00点</td><td rowspan="3">15点</td><td rowspan="3">-</td></tr><tr><td>2)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合</td><td>7.50点</td></tr><tr><td>3)同種工事a) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合</td><td>0.00点</td></tr></table> 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における上部工の新設工事 ②道路橋における上部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか 評価対象とする同種工事 b) : <table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>制震装置</td></tr><tr><td>支承取替</td></tr><tr><td>落橋防止構造</td></tr><tr><td>段差防止構造</td></tr><tr><td>横変位拘束構造</td></tr></table> <table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>1)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合</td><td>15.00点</td><td rowspan="3">15点</td><td rowspan="3">-</td></tr><tr><td>2)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合</td><td>7.50点</td></tr><tr><td>3)同種工事b) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合</td><td>0.00点</td></tr></table> ◇留意事項 1. 特定建設工事共同企業体（以降、「共同企業体」という）での申請の場合、募集する工事種別及び共同企業体の型に応じて、以下の方法により評価を行うものとする。 募集する工事種別が異工種の場合 <table><tr><th>共同企業体の型</th><th>型による内容</th><th>評価方法</th></tr><tr><td>共同企業体（甲型）</td><td>—</td><td>申請書等に記載の「代表者」の各工事種別の施工実績に基づき評価を行う。</td></tr><tr><td>共同企業体（乙型）</td><td>各工事種別の構成員が単体である場合</td><td>申請者の施工実績に基づき評価を行う。</td></tr></table>	主な工事内容	橋脚補強 (RC・鋼板・炭素繊維巻立て)	縁端拡幅	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合	15.00点	15点	-	2)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	7.50点	3)同種工事a) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合	0.00点	主な工事内容	制震装置	支承取替	落橋防止構造	段差防止構造	横変位拘束構造	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合	15.00点	15点	-	2)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	7.50点	3)同種工事b) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合	0.00点	共同企業体の型	型による内容	評価方法	共同企業体（甲型）	—	申請書等に記載の「代表者」の各工事種別の施工実績に基づき評価を行う。	共同企業体（乙型）	各工事種別の構成員が単体である場合	申請者の施工実績に基づき評価を行う。
			主な工事内容																																										
			橋脚補強 (RC・鋼板・炭素繊維巻立て)																																										
縁端拡幅																																													
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																										
1)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合	15.00点	15点	-																																										
2)同種工事a) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	7.50点																																												
3)同種工事a) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合	0.00点																																												
主な工事内容																																													
制震装置																																													
支承取替																																													
落橋防止構造																																													
段差防止構造																																													
横変位拘束構造																																													
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																										
1)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年4月1日以降である場合	15.00点	15点	-																																										
2)同種工事b) 実績の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	7.50点																																												
3)同種工事b) 実績の受渡しが令和4年3月31日以前の場合	0.00点																																												
共同企業体の型	型による内容	評価方法																																											
共同企業体（甲型）	—	申請書等に記載の「代表者」の各工事種別の施工実績に基づき評価を行う。																																											
共同企業体（乙型）	各工事種別の構成員が単体である場合	申請者の施工実績に基づき評価を行う。																																											
施工の確実性	競争参加希望者	技術提案書作成にあつての課題と着目点	提出された技術資料を次の評価基準に基づき評価する。 「技術提案書作成にあつての課題と着目点（一次審査）」に記載された内容を各評価者が下表の評価基準に基づき、評価項目毎に各入札参加者を相対的に評価する。評価を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその評定点とする。 評価については、「設計図書・現場条件において想定される課題」については課題の抽出が適切であったか、「想定された課題に対する技術提案作成にあつての着目点」については適切な着目点が記載されているかの観点で評価する。 <table><tr><th>評価項目</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>二次審査における技術提案【提案1】の提案書作成にあつての課題と着目点</td><td>30点</td><td rowspan="2">60点</td><td>-</td></tr><tr><td>二次審査における技術提案【提案2】の提案書作成にあつての課題と着目点</td><td>30点</td><td>-</td></tr></table> <table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr><tr><td>1) 参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の5/5（優）</td></tr><tr><td>2) （優と良の中間である）</td><td>評価点の4/5（良上）</td></tr><tr><td>3) 優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる</td><td>評価点の3/5（良）</td></tr><tr><td>4) （良と可の中間である）</td><td>評価点の2/5（良下）</td></tr><tr><td>5) 一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である</td><td>評価点の1/5（可）</td></tr><tr><td>6) ・課題又は着目点いずれかが未記入の場合 ・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあつての課題と着目点（一次審査）」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合 等</td><td>0.00点</td></tr></table> ◇留意事項 1. 技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあつての課題と着目点（一次審査）」記載上の注意事項及び証明資料」を参照のうえ作成すること。	評価項目	評価点	配点	履行確認対象項目	二次審査における技術提案【提案1】の提案書作成にあつての課題と着目点	30点	60点	-	二次審査における技術提案【提案2】の提案書作成にあつての課題と着目点	30点	-	評価基準	評価点	1) 参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる	評価点の5/5（優）	2) （優と良の中間である）	評価点の4/5（良上）	3) 優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる	評価点の3/5（良）	4) （良と可の中間である）	評価点の2/5（良下）	5) 一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である	評価点の1/5（可）	6) ・課題又は着目点いずれかが未記入の場合 ・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあつての課題と着目点（一次審査）」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合 等	0.00点																	
			評価項目	評価点	配点	履行確認対象項目																																							
			二次審査における技術提案【提案1】の提案書作成にあつての課題と着目点	30点	60点	-																																							
二次審査における技術提案【提案2】の提案書作成にあつての課題と着目点	30点	-																																											
評価基準	評価点																																												
1) 参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる	評価点の5/5（優）																																												
2) （優と良の中間である）	評価点の4/5（良上）																																												
3) 優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる	評価点の3/5（良）																																												
4) （良と可の中間である）	評価点の2/5（良下）																																												
5) 一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である	評価点の1/5（可）																																												
6) ・課題又は着目点いずれかが未記入の場合 ・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあつての課題と着目点（一次審査）」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合 等	0.00点																																												

施工の確実性	競争参加希望者	品質・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。															
			<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td rowspan="3">1)品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2)環境マネジメントシステム（ISO14001） 3)労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001/COHSMs） の取得状況 ※3）においてCOHSMsとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</td><td>① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している</td><td>5.00点</td><td rowspan="3">5点</td><td rowspan="3">-</td></tr><tr><td>② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td><td>2.50点</td></tr><tr><td>③ 上記に該当しない</td><td>0.00点</td></tr></table>	評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	1)品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2)環境マネジメントシステム（ISO14001） 3)労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001/COHSMs） の取得状況 ※3）においてCOHSMsとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。	① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	5.00点	5点	-	② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	2.50点	③ 上記に該当しない	0.00点	
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目														
1)品質管理マネジメントシステム（ISO9001） 2)環境マネジメントシステム（ISO14001） 3)労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001/COHSMs） の取得状況 ※3）においてCOHSMsとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。	① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	5.00点	5点	-														
	② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	2.50点																
	③ 上記に該当しない	0.00点																
			◇留意事項 1. 取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 2. 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合は、評価しない。 3. 共同企業体により競争参加資格申請を行う場合は、代表者が提出するものとする。ただし、複数の工事種別を競争参加資格要件として設定した場合は、各工事種別の代表者が提出するものとする。 代表者からの提出がない場合、又は代表者以外の者からの提出があった場合は、0点とする。															
環境負荷の軽減		カーボンニュートラルへの取り組み	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。															
			<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td rowspan="5">次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3)現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう</td><td>① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む</td><td>5.00点</td><td rowspan="5">5点</td><td rowspan="5">○</td></tr><tr><td>② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む</td><td>3.75点</td></tr><tr><td>③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む</td><td>2.50点</td></tr><tr><td>④ 左記の4)を取り組む</td><td>1.25点</td></tr><tr><td>⑤ 左記のいずれも取り組まない</td><td>0.00点</td></tr></table>	評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3)現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む	5.00点	5点	○	② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む	3.75点	③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む	2.50点	④ 左記の4)を取り組む
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目														
次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3)現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む	5.00点	5点	○														
	② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む	3.75点																
	③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む	2.50点																
	④ 左記の4)を取り組む	1.25点																
	⑤ 左記のいずれも取り組まない	0.00点																
			◇留意事項 1. 評価基準における1)から4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。 2. 取り組みは当該工事の建設現場において実施が確認できるものとし、安全や目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。 3. 共同企業体により競争参加資格申請を行う場合は、代表者が提出するものとする。ただし、複数の工事種別を競争参加資格要件として設定した場合は、各工事種別の代表者が提出するものとする。 代表者からの提出がない場合、又は代表者以外の者からの提出があった場合は、0点とする。 4. 評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であっても、1つの取り組みとして評価するものとする。 また、取り組み内容の記載が本店・支店での取り組みなど、明らかに当該工事の建設現場以外である場合は、評価しないものとする。 なお、この場合において、評価基準における1)から3)のいずれも取り組まず、4)のみの取り組みである場合は、評価しないものとする。 5. 競争参加資格確認申請書において取り組みとした項目においては、履行義務が生じるものとする。なお、評価基準における4)において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容すべてに対し履行義務が生じるものとする。															
技術提案書の提出者を選抜する方法			技術提案書の提出者の選定方法は次のとおりとする。 『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満たす者（以下、「有資格者」という。）の競争参加資格申請書類を評価し、評価点の上位5者を選抜するものとする。（小数第4位以下切捨て） なお、有資格者が5者以下の場合は、一次審査を行わず、全ての有資格者を選抜するものとする。 また、評価点が同点の者が複数いる場合で、5者を超える場合は、評価点が同点の者を含めて選抜するものとする。 ただし、技術提案書の提出者に選抜された者の辞退等により、選抜者数が5者に満たなくなった場合においては、技術提案書の提出者に選抜されなかった者を新たに選抜することは行わないものとする。															

※経常建設共企業体については、単体企業と同様に1企業として評価する。よって、単体による募集の場合1者として、特定建設工事共同企業体による募集の場合は1構成員としてなお、評価方法については以下のとおりとする。

- ・施工実績については、経常建設共同企業体としての実績を評価する。構成員単体での実績は評価しない。
- ・品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況については、構成員のいずれかが取得している項目について評価する。ただし、複数の構成員が同一のマネジメントシステムを取得している場合については、「取得数」についてはこれを1つのマネジメントシステムを取得しているものとして評価する。
- ・カーボニュートラルへの取組については、構成員のいずれかが取り組む内容を経常建設共同企業体としての取り組み内容として評価する。

技術評価項目及び技術評価基準(二次審査)

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点）	30点
---------	-----------	-----

評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目
技術提案	性能・機能等	性能・機能	【提案１】 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリートの品質確保に関する技術提案	15.0点	30点	○
	その他	施工の確実性	【提案２】 養老川P１橋脚(構造物掘削～下部工補強)を仮設堰堤を用いて非出水期間内で確実に施工を完了させるための技術提案	15.0点		○

評価基準

評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術提案の評定点とする。（小数第４位以下切捨て）

(１技術提案当り)		
評価	評価基準	評価点
優	内容が具体的で着目点に優れ、かつ確実な効果が期待できる優れた提案である	15.00点
良上	優と良の中間の提案である	11.25点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	7.50点
良下	良と可の中間の提案である	3.75点
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

◇留意事項

- ① 技術提案書は、A４判１頁(片面)に評価項目で求めた提案数全てを記載すること。A４判１頁（片面）を超える技術提案書が提出された場合、A４判１頁（片面）に記載されている技術提案のみで評価を行い、それ以外の技術提案は評価対象としない。
- ② 技術提案に記載する文字の大きさは１０ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。
- ③ 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対応するものとする。

《不採用となる事象》
 - 当該工事の設計図書に適合しない場合
 - 関連法令に抵触する内容である場合
 - 当該工事で採用できない場合

・一次審査評価項目「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容と乖離がある場合
- ④ 記載された技術提案が評価項目で求めた提案数に満たない場合であっても、これを理由に提案無とはならず、記載された提案を対象に評価を行う。
- ⑤ 設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。

◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い

本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。
下記に関する提案は加点しない。

- ①【提案１】コンクリートの仕様変更など、設計図書等に示す基準の範囲を超えたグレードアップに関する提案

競争参加資格要件早見表

別添

※技術提案に基づく工事種別毎の見積額に応じて、共通入札公告の別表2「工事参加者募集・選定表」に示す競争参加資格の区分に該当する経営事項評価点数を付与された者で共同企業体を構成すること。

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		【特定JV(甲型)の場合】 特定JVを構成する場合の代表者 【特定JV(乙型)の場合】 各工事種別にて特定JVを構成する場合の 代表者	競争参加希望者が有する施工実績		
			工事種別	等級		同種工事		
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事			a) かつ b) かつ c)		
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事		●	a) かつ b)	c) ※①②いずれかの者 が有すればよい	
		②	土木補修工事 橋梁補修工事			a) 又は b)		
3	特定JV(乙型)	①	土木補修工事		●	a)		
		②	橋梁補修工事		●	b) かつ c)		

競争参加要件	施工実績	同種工事	a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか <table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)</td></tr><tr><td>縁端拡幅</td></tr></table>	主な工事内容	橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)	縁端拡幅
			主な工事内容			
			橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)			
縁端拡幅						
b) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における上部工の新設工事 ②道路橋における上部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか <table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>制震装置</td></tr><tr><td>支承取替</td></tr><tr><td>落橋防止構造</td></tr><tr><td>段差防止構造</td></tr><tr><td>横変位拘束構造</td></tr></table>	主な工事内容	制震装置	支承取替	落橋防止構造	段差防止構造	横変位拘束構造
主な工事内容						
制震装置						
支承取替						
落橋防止構造						
段差防止構造						
横変位拘束構造						
c) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)						

契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表

別添

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者が有する資格			現場代理人、または主任技術者又は監理技術者が有する施工経験	
			工事種別	等級	建設業許可の業種区分			同種工事	備考
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事		土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業			a) かつ b)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事		土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業			a) かつ b)	・構成員毎に技術者を配置すること。 ・構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事 a)かつb)を有すれば良い。 ・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	土木補修工事 橋梁補修工事					a) かつ b)	
3	特定JV(乙型)	①	土木補修工事		土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	橋梁補修工事		土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	

契約履行要件 (契約後に技術者を 配置するための要件 ※調達手続き中の配 置は不要)	配置予定技 術者(現場 代理人、主 任技術者、 監理技術 者)に求め る項目	同種工事	a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか						
			<table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)</td></tr><tr><td>縁端拡幅</td></tr></table>	主な工事内容	橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)	縁端拡幅			
主な工事内容									
橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)									
縁端拡幅									
			b) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における上部工の新設工事 ②道路橋における上部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか						
			<table><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>制震装置</td></tr><tr><td>支承取替</td></tr><tr><td>落橋防止構造</td></tr><tr><td>段差防止構造</td></tr><tr><td>横変位拘束構造</td></tr></table>	主な工事内容	制震装置	支承取替	落橋防止構造	段差防止構造	横変位拘束構造
主な工事内容									
制震装置									
支承取替									
落橋防止構造									
段差防止構造									
横変位拘束構造									